

総務常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和6年6月21日（金）午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館6階604会議室
- 3 事 件
議案第67号 損害賠償の額を定めることについて
議案第71号 工事請負契約の締結について
- 4 出席委員 伊藤芳則、宍戸 稔、弓掛 元、藤井憲一郎、徳岡真紀、中原秀樹
- 5 欠席委員 山田真一郎
- 6 説明のため出席した職員

【総務部】 桑田総務部長、道々甲奴支所長、松岡財産管理課長、高野住宅・財産活用係長

【地域共創部】 矢野地域共創部長、田村共生社会推進課長、秋山財政課長、高木スポーツ推進係長

【危機管理監】 山田危機管理監、伊藤危機管理課長、林危機管理係長、荒瀬地域防災担当係長

7 議 事

午前10時00分 開会

○伊藤委員長 皆さん、おはようございます。それでは定刻となりましたので、これより総務常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は6名です。定足数に達していますので、委員会は成立しております。

この際、ご報告いたします。

本日の委員会に、山田副委員長から一身上の都合により、欠席したい旨届け出がありましたので、ご報告いたします。

では本日の委員会審査日程について申し上げます。審査日程はお示ししております委員会審査次第の通りであります。本委員会に付託されました議案について、それぞれ説明を受けた後、質疑を行い、直ちに議案ごとに採決を行います。なお、質疑に関しては、明瞭かつ簡潔にお願いいたします。

それでは、議案第67号損害賠償の額を定めることについての審査を行います。総務部の説明を求めます。桑田総務部長。

○桑田総務部長 おはようございます。それでは議案第67号 損害賠償の額を定めることについてご説明を申し上げます。

本案は、令和5年8月10日に甲奴支所駐車場で発生しました、グレーチングの隙間に足を落とされたことによる負傷に対する損害賠償額につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が整いましたので、その損害賠償額を地方自治法第96条第1項第十三号の規定により、市議会の議決を求めようとするものでございます。

事故の概要につきましては、甲奴支所へ用事で来庁されました被害者が、駐車場で知り合いに会われ、話をされた後に、体の向きを変えながら歩かれたところで、グレーチングの隙間に右足を落とされました。救急搬送となり、治療をその後受けられております。医療機関での受診は、令和5年11月で終了いたしまして、現在は完治されております。

事故後につきましては、グレーチングの隙間がないよう、応急的な措置をいたしておりますが、現在は、甲奴支所耐震改修工事を行っておりますので、立ち入ることはできません。供用開始までには修繕対応をする予定でございます。

公共施設でこのような事故が起こらないよう、維持管理の徹底に引き続き努めて参ります。

以上、議案第67号に係る説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○伊藤委員長 ただいま議案に係る説明が終了いたしました。これにより議案に対する質疑を行います。質疑のある方、挙手をお願いします。

はい。徳岡委員。

○徳岡委員 1点質問いたします。8月10日ということだったんですけども、まだこの支所の改修のリニューアル工事っていうのは行われてなかったかと思うんですけども、その準備に当たったりしてそのグレーチングで隙間ができていたとかそういう、リニューアル工事に関連した事故だったのかそうでなかったのか、関連があるようでしたら教えていただけたらと思います。

○伊藤委員長 道々甲奴支所長。

○道々支所長 特にこの件に関しましては、リニューアル工事に直接関連していたということではございません。

○伊藤委員長 他にございませんか。

はい。中原委員。

○中原委員 説明をお聞かせいただきまして、けがの内容、足が挟まれたということなんで、水路まで全部足が落ちたのかなと思いますけども、そのけがの内容と、8月から11月で終了と先ほどもありましたけども、その間の仕事などの補償面とかですね、そういう内容も含まれると思いますけど、けがの内容、またそのけがをされてから完治するまでの内容がわかれば教えてください。

○伊藤委員長 道々甲奴支所長。

○道々支所長 グレーチングとグレーチングの隙間に足を落とされまして、膝下辺りから斜め、20センチ程度を、ちょっと傷としては深いというところもありましたので、救急搬送、ちょうど敷地内ですので、呼びまして、確認した後に医療が必要ということで、救急搬送ということになったものです。

あとは、けがの医療のところでございますけれども、当日8月10日に救急搬送、1回目の受診ということになりまして、3日程度入院をされまして、それから11月15日まで受診をされております。10日程度通院をされまして、11月15日には、医療的には完治ということでありまして。以上です。

○伊藤委員長 松岡財産管理課長。

○松岡財産管理課長 損害賠償金の内訳ということの問い合わせだと思います。医療費の他にも、保険会社の基準によりまして、入院医療費、入院の雑費と通院交通費及び慰謝料を含む費用が加算されております。

○伊藤委員長 よろしいですか。他、ありませんか。

他にないようですので、以上で議案第67号に係る質疑を終了いたします。執行部の皆さんありが

とうございました。

(説明員入れ替わり)

それでは続いてですね、議案第71号工事請負契約の締結についての審査を行います。地域共創部の説明を求めます。矢野地域共創部長。

○矢野地域共創部長 それでは、地域共創部から、議案第71号工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本議案は、三次運動公園運動広場人工芝整備工事の工事請負契約にかかるものです。

三次運動公園運動広場人工芝整備工事につきましては、一般競争入札を令和6年5月28日に執行し、4社による入札の結果、2億5、300万円で、長谷川体育施設株式会社中国営業所が落札されました。従いまして、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものです。

工事概要につきましては、工事名、三次運動公園運動広場人工芝整備工事、工事場所は、三次市東酒屋町10493番地地内、請負金額2億5、300万円。請負者は、広島県広島市南区的場町1-2-19、長谷川体育施設株式会社中国営業所、所長は石田高嗣氏です。工期は、議会議決の日の翌日から令和7年1月末日までを予定しております。予算額は5億円としておりました。なお、資料として、工事計画の平面図をつけておりますので、ご参照いただければと思います。以上で議案第71号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○伊藤委員長 説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行いたいと思います。質疑のある方、挙手をお願いします。

藤井委員。

○藤井委員 3点ほどお伺いをいたします。安価に上がったというのは、いいことだというふうには、まず思っていることを前提にお話させていただきますが、予算が5億組まれておって、それが実際、落札額が2億5、000万ちょっと半額程度になっております。自前で、設計をされたと思うんですけれども、この余りに見積もり額が、差額が大きくて、甘いんじゃないかというふうに思ったりもするんですが、議場でも質問があったかと思うんですけれども、また委員会なんであれですが、差額が出た大きな要因というのをまず1つ聞きたい。

あと2番目に、入札に参加するものに関する資格に関する事項の中にですね、過去10年以内に同種の工事、サッカー場やラグビー場や多目的運動場のロングパイル人工芝の施工または張りかえ工事をやった実績を有する業者で、という縛りがあります。例えばこれ、地元業者で意欲あるところでありまして、新たに新規事業としてチャレンジしようという業者が参加できないということに繋がると思うんですが、これについてお考えをお伺いしたいと思います。

3つ目がですね、これ落札業者さんのホームページ等も見させていただいて、本当に全国あらゆる場所の立派なそういった施設を作られてる会社だなというのをよく理解をさせていただきました。そんな中で一番直近の工事の中で、北広島町の大朝と同様の大体同じサイズ感のグラウンドの施工をされているのを、大朝グラウンドって検索をすると施工状況が事細かにアップをされているのを拝見させていただきました。施工手順としては、これが参考になるのかどうか、これについて

お伺いいたします。

○伊藤委員長 田村共生社会推進課長。

○田村共生社会推進課長 まず、設計でございますけれども、人工芝にかかる設計ですが、建設物価版を積算の通常、参考にさせていただいて設計するところでございますけれども、指定品、今回させていただいております、その価格が掲載されてなかったということがありましたので、メーカーから見積もりを徴取しまして、設計を行っております。ということで適正な価格での積算というふうに認識しております。

それ以外の工種につきましては、境界ブロックであったりフェンス工事等は、通常の標準歩掛による設計というふうに思っております。

今回安価に低価格で落札ということになっておりますけれども、基本的には人工芝のスケールメリット、面積が広いということで、人工芝の単価が抑えられたということが大きな理由だというふうに考えております。大朝グラウンド、この件につきましてでございますけれども、プロポーザル方式で業者決定されておりますが、工事自体は同様の施工方法になろうかと思えます。

○伊藤委員長 桑田総務部長。

○桑田総務部長 2点目のご質問でございます。入札参加資格の元請、施工実績についてでございますけれども、基本的に500万円以上の工事につきましては、元請施工実績を有するものということとを条件とさせていただいております。その中で、今回の人工芝につきましても同様でございますけれども、やはり一定金額以上の工事となりますと、品質確保、技術の確保という面から、元請の施工実績を入札の資格とさせていただいております。結果的には地元で元請でされているところはなかったわけですが、一定の品質確保という点で入札資格につけさせていただいております。

○伊藤委員長 藤井委員。

○藤井委員 先ほど、課長の方から、大朝の施工内容同じだというお話いただいたんですけど、あそこも大体同じぐらいのスケールで、2億円弱で工事をされているというふうなのを拝見させていただいたんで、もうちょっとこう、同じような規模でこういう金額でできるというところがあるのであれば、ある程度最初の設計の段階で、もうちょっと額は抑えられたのかなというふうに、素人考えですけど、そういった思ったりもするんで、その辺りの、設計段階で、もっとこういろんな事例とか、そのどの業者がどういう施工をやるかとかその辺のことをですね、もうちょっと研究等もしていただければなというふうに思っています。これ意見で、以上で、はい。

○伊藤委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 今ありましたように、この落札関係については、予算額に対して落札額が非常に下回るといことがなぜなのだろうかというところが一番聞かしていただきたいところなんですけれども。予算額は5億円と、これはちゃんとした積算基礎があつてということはないと思えますけれども、それに対して設計額ですね、設計額はどうだったかと。で、その設計額、或いは、予定価格がどうだったのかと。それに対して、今回の落札価格というのがどうなのかというところをお聞かせ願えたらというふうに思います。

今回、低入札価格調査制度というのを導入されています。普通であれば最低制限価格制度ということで、やられるというのが普通だろうと思うんですけども、この事業については、低入札価格調査制度というのを導入されているということは、ある程度、その低入札が予想されたということだというふうに思うんですよね。そこら辺の、繰り返しになると思いますが設計額から、落札価格、先ほど田村課長の方からありましたスケールメリットというのは、設計の段階では見込めないものなのかどうかということも含めてですね。お答え願えたらというふうに思います。よろしくをお願いします。

○伊藤委員長 田村課長。

○田村課長 多少繰り返しにもなりますけれども、設計段階であります人工芝につきましては、本来であれば建設物価等を参考に設計を積算させていただくんですけども、そういったところ掲載がなかったということで見積もりを徴したと。その際、業者見積もりは、定価が示されておりましたので、定価の価格で設計をさせていただいたというところでございます。

あとは価格が低価格で入札されたと、落札されたということにつきましては、先ほどの繰り返しとなりますけれどもスケールメリットのところが大きいと考えておりますが、設計の段階では、計画でということ、適正に設計をしたというふうに考えております。

○伊藤委員長 矢野地域共創部長。

○矢野地域共創部長 スケールメリットの点で、もう少し付け加えての説明になりますけれども、今回の工事はですね、工事の70%が人工芝の舗装部張り、貼り付けということがメインになります。

そのため、どうしても定価で、面積、平米で計算した単価で予算を組みまして、最終的には、今のように、芝の単価が低く抑えられて、面積が広がった、工事費の70%、ほぼ70%かそういった芝の単価であったということで、やはり下がってきたように思います。

先ほど藤井議員の方からもですね、大朝の状況を見ればもう少し予算を設計段階で抑えられたんじゃないかというご意見もいただきましたけれども、基本的に先ほど課長の方で申し上げました、製品単価がそれを基準にする上での予算をですね、積算をさせていただきましたので、そういう結果になったのと、大朝の場合にはプロポーザルもされたということで、最終的にかなり他社のそれぞれの競争の中でちょっと下がったというような状況もあったかと思えます。

○伊藤委員長 桑田総務部長。

○桑田総務部長。

低入札制度のご質問がございましたので、お答えいたします。

低入札の制度につきましては、現在三次では1億円以上の工事について、低入札の調査の制度を取り入れております。今回の工事もその対象でございます。

それ未満でありますと最低制限価格ということでございまして、事前の予想ではなく、1億円の基準で低入札か、最低制限かという設定とさせていただいております。

○伊藤委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 低入札価格調査制度を導入されたというのは、わかりました。

ですから数字でね、ちゃんと示してもらいたいという意味で質問したんですけど、設計額は、予算額は5億というのは出とるんですけども、私らの方には設計額は幾らで、予定価格は幾らで、低入札価格調査基準価格というのを今導入されて出されたということなんですけども、その額が幾らだったのかと。

その結果、2億5,300万円ですか、の落札価格になったんだよというところの数字の流れの説明をですね、きちんと説明していただけたらというふうに思います。

スケールメリットということだけで言われていますけども、大朝の例は置いとくにしてもですね。設計段階で見積を取られて見積額、余りにも低かったと。だから普通の標準単価といいますか、建設物価で見られた単価で設計したんだよということは逆のように私は聞かせていただいたんですけども。私の聞き間違い、とらえ間違いだったらごめんなさい。そこら辺も含めて、ご答弁願いたいというふうに思います。

○伊藤委員長 田村共生社会推進課長。

○田村共生社会推進課長 入札に係るところは後程ですが、私の説明が悪かったところがございませうけれども、まず建設物価で単価はないということで、業者に見積を取った額が低価格ということで、設計をさせていただいておりますので、設計のもともとの価格は、業者の見積に沿って設計させていただいたというところがございます。

○伊藤委員長 桑田総務部長。

○桑田総務部長 金額のところについてお答えいたします。設計金額につきましては、事後であっても非公表となっておりますので予定価格からご説明いたします。

予定価格、税込みでございます。4億7,662万1,200円。

調査基準価格、こちらが低入札の判断の価格でございます。これも税込みで、3億1,774万8,200円でございます。予定価格に対しまして66.7%、3分の2の設定となっております。

○伊藤委員長 宍戸議員。

○宍戸委員 ですから予定価格にしてもですね、66%が落札価格だったという。ことはまだ、低入札なんですよね。その見積すら高かったということで、その差異が出たというのは、スケールメリットというというのは、これだけの面積をするというのを初めからわかってることなんで、広い狭いというのは初めからね。数字的に何平米というのが出てるわけなんで、そこら辺含めての見積であったのは間違いのないと思うんですね。見積自体がスケールメリットということは考えられてなかったということなんですかね。ですからそこら辺の、落札価格というのは。

低入札価格調査基準というのは、三次の場合、幾らにされて、その3億1,700万円あまりですか、にされたのかということも、もう1つ聞かしていただきたいというふうに思います。これはどこでもこういう低入札という事例は、公共施設の場合ですよね。出てくるのかどうかと。いうところもあわせて、他の事例を含めてお聞かせ願えたらというふうに思います。

○伊藤委員長 田村共生社会推進課長。

○田村共生社会推進課長 人工芝の設計段階での見積は一定価格を示されておまして、こちらとしましてはそちらで設計をさせていただいております。

入札にあたって低価格になったというところにつきましては、こちらの設計段階では、予測できなかったというふうに感じております。

○伊藤委員長 桑田総務部長。

○桑田総務部長 低入札価格調査制度でございます。調査基準価格を事前に非公表で定めますけれども、予定価格の3分の2、先ほどの66.7%でございますが、3分の2から85%の間で事前に設定いたします。計算式は非公表でございますけれども、直接工事費や諸経費に一定の率をかけて計算をいたします。

他の自治体も同様に制度は持っておりまして、県もしておりますし、例えば今回の落札予定者の長谷川体育も他の自治体でも同じように低入札の調査をされた実績を、過去の実績を見ますと、ございました。どこの自治体でも、範囲は少し違うかもしれませんが、制度自体はあるものと思っております。

○伊藤委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

徳岡委員。

○徳岡委員 今回、5億の予算から約半額の落札ということで、公正入札調査委員会が立ち上がって、ちょっとホームページを調べさせてもらってもちょっと委員会の要綱などが見当たらなかったもので、他の資料に上がっている中で、この委員のメンバーとして、挙げられているのが総務部担当副市長を長とし、三次市建設工事指名業者選定委員会を組織するものをもって構成するとあるんですけども、この委員会のメンバーは、どのような方が実際になられているのか、そして、何人の方がこの委員会にいらっしゃったのか。どのように、これ選定をされたのか、そして議論がこの状態ではちょっとホームページとかにもわからなかったもので、どのような議論がなされて、委員会で、これがOKになったのか、そういったところも少し詳しく教えていただけたらと思います。

○伊藤委員長 桑田総務部長。

○桑田総務部長 まず、公正入札調査委員会こちらで調査をいたしますが、メンバーといたしましては、総務部担当の副市長が委員長となりまして、それからもう一方の副市長。副市長が2人と、総務部長、経営企画部長、地域共創部長、産業振興部長、建設部長、教育部長。以上の8名が、委員となっております。委員会での議論でございますが、まず、この業者の方から指定の提出資料を求めます。それにつきましては工事費の内訳でありますとか、手持ち工事の実績、資材等の購入先の予定者の実績、それから事務所の状況でありますとか、過去の実績、そういったかなり膨大な資料を提出いただきます。その中身を精査して審議を行うわけでございますが、事前に事務局の方で中身を審査いたしましたところ、先ほどの人工芝の購入費、こちらが非常に安価であったということ、こちらにつきましては事業者の方からも安価の理由を提出いただきますけれどもそちらにも、記載してございました。で、その積算が正しいかどうかということも事前に事務局で審査いたしました。その内容を委員会で報告いたします。その上で、委員会の中でもその数字を見まして、明らかに人工芝の価格が落ちているということでこの入札、落札率になっているということが、判断できましたので、それをもって、適正な工事ができる事業者であるという決定をしたところでござい

ます。

○伊藤委員長 徳岡委員。

○徳岡委員 よくわかりました。内部での委員会ということなので、なかなか市民の方には伝わりにくいと思うんですけども、かなり予算から入札価格がこうなってなっていくということに対してやっぱり市民の方も、何でこうなったんだろうっていう、本当に疑問を持たれる方からも、私も声を聞いてます。やはりそういった意味でも、これ内部であるからこそ、きちっと透明性を図っていく必要があるかと思うんですけども、そのあたり、その委員会の要綱もホームページにもなくですね、どういった方になっているのかちょっとわからなかったりするんで、その辺りしっかり透明性を図っていく必要があるかと思うんですけどもご所見をお伺いします。

○伊藤委員長 桑田総務部長。

○桑田総務部長 委員会の内容につきましてでございますが、事業者から提出いただいた資料、またそれに基づく、議論の内容につきましては、事業者の会社の秘密に関わる部分もございますので、なかなか中身すべてを公表するというのは難しいかと思えます。ただ、低入札となった理由につきましては、理由のところの部分だけは、どのような形で公表をするのがよいかというのはちょっと研究をさせていただければと思います。

○伊藤委員長 その他ございませんか。

宍戸委員。

○宍戸委員 施工に入った場合の管理者ですね、発注者側の管理者というのは、建設部の方の1級建築士とか、2級建築とかいう方にやられるということによろしいんですか。総務の方ではないですよ。

○伊藤委員長 田村共生社会推進課長。

○田村共生社会推進課長 今回の工事ですけれども、基本的には、舗装工事、それから境界ブロックフェンス等の構造物の工事ということになります。指定した芝の品質さえ確認できれば、職員での十分な管理ができると判断しておりますので、担当部局で施工管理する予定でございます。

○伊藤委員長 いいですか。

宍戸委員。

○宍戸委員 担当部ということは共創部でやられるということ。技術者の方がいらっしゃって、そういうことも含めての施工監理者ということなんでしょう。そういう点、こういう低入札になっただけにですね、落札になっただけに、そこら辺のちゃんと管理してもらいたいということは当然あると思うんですよ。一般土木関係が見とればいいんだということではなかなか私どもも安心して、市が管理しているなということは、見ておられるような気がするんですけど。そこら辺はちゃんと大丈夫なんですか。技術者がいらっしゃるんですか。

○伊藤委員長 田村課長。

○田村共生社会推進課長 担当部局であります共生社会推進課に工事担当の職員を配置しております、これまでの実績もございますし、基本的には先ほど申し上げました舗装工事、それから構造物の工事と変わりはありませんので、品質、それだけのところをしっかりと確認させていただ

れば、十分対応できると考えております。

○伊藤委員長 宍戸委員。

○志々雄委員 本来であればですね、総務部なり財産管理の方にそういう管理監督する職の職員がいるというのが普通なんですよね。

三次市はそれがいないで事業を行う、発注者単部局がそれを行うというのはですね、やはり専門性に欠けるというふうに思うんです。そこら辺は総務部長どうなんですかね。財産管理の方に置くというのは、よそではそういうふうにされてますよ。

○伊藤委員長 桑田総務部長。

○桑田総務部長 総務部の中に契約の係の方に技師を配置しておりまして、検査の場合はそちら検査員としておりますし、また、土木工事であれば担当課だけで判断難しいときには、建設部と連携しながら、建築もそうですけども建築士がおります都市建築課と協力しながらしておりますが、一定程度、これまでも土木建設の事業に携わってきた職員も各部におりますので、そういったものが、検査員となって検査をするという体制をさせていただいておるところでございます。

○伊藤委員長 よろしいですか。他に質疑はございませんか。

ないようですのでちょっと私の方から1つ聞かせてください。

入札は何社あったのかという問題と、他社の入札金額がわかれば教えていただきたいんですが、それともう1つ、今回この入札が紙の入札になっとるんですよね。それは、低入札価格調査対象工事だから紙入札なのかどうなのか。

電子入札だから電子入札のホームページ見ても出てこないんですよ入札業者が。いうのでちょっと聞かせていただきたいんですがよろしいでしょうか。

○伊藤委員長 秋山財政課長。

○秋山財政課長 事業者につきましては、全部で落札候補者、落札者も含めて4社の参加でございました。金額なんですけれども、長谷川体育施設が2億3,000万円。スポーツテクノ広島営業所、こちらが3億3,838万円。東亜道路工業株式会社広島営業所が3億4,000万円。日本道路株式会社広島営業所が3億5,560万円。となっております。

それと紙入札にしている理由でございますけれども、電子入札でありますと、1回の入札で、例えば、不落であった場合とかには不成立になってですね、また、入札をやり直すということになります。紙入札では6回まで入札ができるということにしておりますので、素早く契約ができるような体制をとりたいということで、1億5,000万以上の議決案件については、紙入札をしております。

すいません、金額、先ほどの金額なんですけども、税抜きでございます。

○伊藤委員長 はい。ありがとうございます。他にはございませんか。

他にないようですので、以上で議案第71号に係る質疑を終了いたします。

地域共生部の皆さんありがとうございました。

それではですね、ちょっと採決に入る前に、ここで一旦休憩をいたします。

10時55分まで休憩いたします。

—休憩—

—再開—

○伊藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それではこれより、議案2件の採決を行います。配布しています審査報告書に沿って議案ごとに討論の後、採決といたします。

議案第67号損害賠償の額を定めることについて、討論をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤委員長 討論なしと認めます。

これより議案67号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に議案第71号工事請負契約の締結について、討論をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤委員長 討論なしと認めます。

これより議案第71号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

続いて委員長報告に付すべき意見について自由に議論して参りたいと考えます。意見のある方、挙手をお願いします。

宍戸委員

○宍戸委員 さっきの審査の段階で出た低入札価格制度を導入しての経緯ですね、そこら辺のところをやはり広報的に市民に知らせるところをちゃんとしてもらいたいというところ。

それから、先ほども言ったんですけども、やっぱり施工管理の関係をね、ちゃんとしてもらうということを担当部でということだったんですけども、市役所全体の中で、責任ある施工管理をやってもらいたいというふうに思います。

71号についてです。

○伊藤委員長 他にございませんか。

私からちょっと皆さんにお諮りしたいんですけども、67号の件なんですけども、あちこちでグレーチングを跳ね上げて車破損したとかそういう事例もよく出てくるんですよね。今回は足がはまってけがをしたという事例なんですけども、市の職員も減らされて大変な状況じゃあるけど誰も気がつかんのかってというのが非常に思うわけですよね。支所の職員のせいじゃないんですけども。やっぱり、職員がそういうところもしっかり目配りするっていうことも必要だし、我々もそうだし、大したことじゃないけどそういうことを目配りしていくことがね、大事なんじゃないかということ。是非とも私、意見として付け加えたいと思うんですが、どうでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○伊藤委員長 他にございませんので、本委員会の委員長報告はさきほどの自由討議を参考に作成したいと思います。なお作成については、正副委員長にご一任いただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤委員長 異議なしと認めます。

正副委員長で調整の上、タブレットに掲載しますのでよろしく願いをいたします。

○伊藤委員長 それではこれより所管事務調査を行いたいと思います。今回は地域防災計画について調査を行います。

危機管理監に計画の概要について説明を求めます。

山田危機管理監。

○山田危機管理監 それでは、お手元に配付の資料に基づきまして、三次市地域防災計画について、概要をご説明いたします。まず1ページ。この地域防災計画の根拠となります災害対策基本法について簡単にご説明をいたします。

この災害対策基本法は、昭和34年の伊勢湾台風を契機といたしまして、昭和36年に制定された我が国の災害対策関連関係法律の一般法でございます。災害対策全体を体系化し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的としております。

国土並びに国民の生命、身体、財産を災害から保護し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資するべきという形で様々な規定を置いております。

この災害対策基本法に規定する災害ですけれども、暴風竜巻、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地すべりその他の異常な自然災害その他、又は大規模な火事若しくはその他爆発、その他、例えば放射性物質の大量の放出、多数のものの遭難を伴う船舶の沈没及びその他の大規模な事故というふうに多岐にわたっております。

この災害対策基本法の中にですね、地域防災計画の作成が定められているものです。また、この災害対策基本法には先ほど言いましたように、多種多様な災害を想定しておりますので、この特別法といたしまして大規模地震対策特別措置法でございますとか、津波対策の推進に関する法律。或いは南海トラフに関する特別措置法、或いは災害救助法、激甚災害の財政措置の法律、そういったものも関連の法律として定められているところでございます。

ページをめくっていただきまして、その災害対策基本法の中での防災計画の位置付けをご説明いたします。

この災害対策基本法の中に防災計画を作成することが定められている。と申し上げましたけども、まず、国におきましては防災基本計画を作成することとなっております。これは国が設置した中央防災会議、内閣総理大臣を会長とする中央防災会議が策定、そしてその計画を実施します。さらに、防災業務計画をそれぞれの指定行政機関、これは中央省庁ということになります。又は、指定公共機関、医療ですとか通信交通等の機関が作成するというふうに定められております。

さらには、地方自治体におきましても県の地域防災計画、これは都道府県の防災会議が作成します。

さらに、県の指定地方公共機関、これも医療、ガス、交通等の機関が定められております。

これが防災業務計画を策定するとなっております、さらに、それらを踏まえまして、三次市の地域防災計画を三次市の防災会議で作成をする、そして実施するという形の体系となっております。

続きまして次のページに移ります。

地域防災計画についてご説明に入っていきます。その目的は、災害対策基本法に基づきまして、国の防災基本計画、或いは県の地域防災計画を踏まえて三次市防災会議が作成する計画でございます。特に近年の大規模な災害の教訓ですとか、最新の知見、各種法令の改正などに基づきまして、これは毎年、防災会議で検討を加え、必要な修正を行っております。こういった検討と修正につきましても災害対策基本法に定められた内容になります。

防災対策をこの計画に基づき実施することによりまして、地域の減災を目指すというのが大きな目的でございます。

その下にありますけども、大きな骨格ですけども、まず、総則として基本的な考え方。理念原則を定めております。さらには、災害予防計画、これは災害が起こる前にどういったことを市及び関係機関がするかということ定めたものです。平時の準備ですとか普及啓発、そういった計画になります。

その次の章としまして災害応急対策になります。これは、災害が実際に起きてしまったとき、或いは、明らかに起きそうな差し迫ったときのための計画でして、災害拡大の防止ですとか、災害発生時の対応、救助或いは支援等が定められたものです。

さらにその後、災害の復旧のターンに入ったときの、被災者生活再建、災害復旧、救援物資、災害の復興計画、そういったものが、災害復旧対策として定められておりまして、主にこの4つの章から成っておるものです。

地域防災計画というのは、今申しましたように非常に分厚く大きなものでございますので、簡単に目次を中心にですね、説明させていただきたいと思っております。

まず、先ほど申し上げました総則になります。目的、基本方針が定められてた後にですね、防災業務実施上の基本理念と基本原則というものが、記されております。

市の対策の基本原則ですけども、防災業務の実施についての基礎的な地方公共団体として、市の地域内の災害に対して第一次的な責務を有するとのことで、市の範囲の防災については、一時的な責務が市にあるということが定められております。さらに第4節の防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱といたしまして、示し記しておりますけども、これが市の処理すべき事務、業務の内容ということになっております。

防災会議に関する業務から、災害時における応急給水の実施まで19項目を実施すべきというふうになっております。

さらには、三次市の自然条件、或いは地域防錆防災計画の修正、先ほど言いましたように年に1回は必ず修正するという形が定められております。

続きまして次のページ、基本編の第2章、災害予防計画になります。

ここでも基本方針から、第12節の広域避難の経営に関する計画まで、それぞれ定められておるところです。

例えば、第2節の危険災害危険箇所の指定及び周知に関する計画ですけれども、土砂災害の危険警戒区域でございますとか、水防の危険箇所等の指定をするといったことが定められておるところです。

また市民等の防災活動の促進に関する計画、第4節に参りますと、防災教育、防災訓練、或いは消防団への入団促進など、そういった市民の活動の促進に関する定めがされておるところです。

また、第6節には迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する計画というのがございますけれども、これは、市なり関係機関が、災害が予測されるようなときにどのような体制をとるか、そういったこと、或いは市民の方の避難誘導、タイムラインといったような行動計画の作成や運用、そういったことも含まれた内容となっております。

続きまして、第7節には避難体制の確保の規定がございます。これも浸水想定区域等に基づくハザードマップの作成、これが市の役割として定められたところなんです。浸水想定でありますとか土砂災害の警戒区域の指定というのは、国、或いは県が行うというのがそれぞれの法律で定められておりますけれども、それをもとに避難所がどこにあるかということを含めたハザードマップでございますので、そこは市が作成して周知を図ることになっております。

さらには、第8節では備蓄の計画、第9節では要配慮者の避難行動要支援者対策に関する計画として、基本的な定めがされておるところです。

10節11節についてはそれぞれ大雪でございますとか林野火災の際の計画も作成をしているところなんです。12節、これは近年つけ加わった部分でございますけれども、広域避難の受け入れ、他県、他市町からの避難の受け入れに関して計画を作成しているところなんです。

もちろんこの防災計画にはこういったものが書かれておりますけれども、これだけで、すべての事業も行うわけではございませんで、当然、その下には、要綱でございますとか、マニュアルでございますとかそういったものとか個別の細かな計画というのを個別に作成する。或いは、先ほどの広域計画ですと他県や市町との協定等も実施していくという形になります。

次のページ第3章でございます。災害が起きた後、或いは起きる直前の計画になります。災害と基本方針がまずありまして、災害発生直前の応急対策。これは当然避難指示の発令ですとか、そういった形も含まれてくると思います。

災害発生後につきましては、当然、情報収集もありますし、救助でありますとかそういった情報の共有、そういったものもこういった中で書かれております。

さらに、第4節になりますが、災害派遣、広域的な応援体制、やはり、大規模な災害になりますと、応援体制というのは不可欠になりますのでそういったものも含まれておるところになります。また、救助救急、或いは緊急輸送、そして避難生活及び情報提供避難所の開設とか、情報提供、そういったものが含まれておる内容になります。さらには、救援物資の調達、保健衛生防疫対策、応急復旧。そしてボランティアの受け入れ、文教計画、或いは休校日、或いは災害救助法で被災者の方々の支援をするときの計画等が示されております。

ここでも内容を見ていただければわかるようになりますね、例えば保健衛生ですと当然それを担当の部署、それは市だけじゃなくて、国、県もそうですし、ボランティアにつきましては社協が中心になった活動される。文教計画ですと、教育委員会ですとか、学校ということになります。

次のページの災害復旧計画でございます。

ここでもやはり基本方針がありまして、今度は被災者の生活再建のターンに入って参ります。

例えば生活再建のためには、基本となるのはやはり罹災証明でございますので、そういった交付の考え方、或いは各種の支援制度、応急的な支援もありますし、長い目で見た生活再建の支援というのがありますのでそういったこと。それから、現在のいろいろな制度がございますのでそういったこと。

それから施設災害の復旧計画、これは当然道路なり河川なりといったハード面での復旧もありますし、建物や公共の建物とかいった施設ということになります。

激甚災害の指定は、主に公共施設の災害復旧の際の財政措置、国の財政により財政措置のかさ上げ等の措置になりますし、救援物資義援金の受入れと配分、これも配分のための委員会を設置して配分を行うことということになります。

最後には、災害の復旧の復興防災まちづくりところで、大きな目で長いスパンで考える安全なまちづくりということも計画をしていくことになります。

以上がちょっと、早口になってしまったんですけども、三次市の地域防災計画の主な内容でございます。

最後にですね、次のページをご覧くださいんですけども、この防災計画にもありますけども、三次市の災害対応体制について簡単にご説明をさせていただきます。

三次市ではですね、体制につきましては、注意体制、警戒体制、非常体制の大きく分けて3段階で、防災、災害に対する備えをしてきております。

まず注意体制は、防災のための経過図のための情報収集、連絡を行います。

それから警戒体制は次の体制で非常体制、本当に災害が発生しそうな体制へのもう準備を行っていくような段階です。

非常体制、これはもう実際災害が起きる、或いは起きた、或いは災害が間違いなく起きるというようなタイミングの災害対策本部を設置した体制になります。こうなるともう全市を挙げて全庁的に活動をするという形になります。その災害対策本部の設置基準を次のページに入れさせていただいております。風水害、地震、林野火災、その他に関しまして設置の基準を載せております。基本的にこれは市長の判断で設置をさせていただくということになります。地震の場合は一部自動設置もありますけども、それぞれの判断をしていくこととなります。最後のページは、その災害本部の組織図でございます。

本部長であります市長のもと、7つの部を設けております。総括部、現地対策部、厚生部、ここが避難所ですとか衛生等の対応。教育部、支所部、消防部、医療部という形になっております。

以上で説明を終わりますけども、このように市の中でも役割を分担して対策をすることになっておりますし、防災計画というのは市の計画でありますけども、市だけではなくて、当然三次市内に

あります、国の機関ですとか、市の機関、或いは医師会ですとかそういったところも含めた、NTT、中電そういった通信、電力、交通ですね、そういったところも含めた、それぞれ役割を持って活動するというのを定めたものでございます。以上で資料の説明とさせていただきます。

○伊藤委員長 はい。ありがとうございました。それでは、皆さん質疑をお願いします。

宍戸委員。

○宍戸委員 細かいことは、なかなか聞けないと思うんですけども、よその災害が起こったときの避難所の状況ですよね。日本の場合、ずっと避難所の状況というのは変わってきてない。三次においても47災とか、近年では30年ですか。そこら辺の、体育館とか大きなところへ避難して何日間か過ごすというようなところでの市でやれることと、県がやれること、先ほど言われた国の計画、県の計画に従って作るんだということだったんですが、逆に、県なり国はどういう動きをしてこの避難所の環境等について考えておられるか市の方から、そういう要望をされておるのかと。先般、テレビを見ていたら、イタリアとの関係をね、日本との関係を比較されて報道されて、もうボランティアを中心に避難所の運営をされていると。しかも、機材等についても、ちゃんとしたも大きなテントとか、今のような間仕切りのなところを、ちゃんと全国、定められたところに、備蓄されて、それを、12時間以内にはその日、避難所に設置できるようにするというような、体制が日本はいつまで、何年たっても同じような状況だというのがあると思うんですね。そこら辺、三次市として今後その避難所の関係のところを、県なり国にどういうふうに要望書で独自のどういうふうにしようというようなところがあったら教えていただきたい。

それからもう1点ですけども、最後のページの支所部ですよね。災害対策本部の支所部ということで、本部員の各部長は、それぞれの対策部に配置されているんですけども支所部の支所長というのは、統括的などという職名が、どういうふうになるのか。各支所の支所長はそれぞれの支所におるということなのでしょうね。

それが、この対策本部ということになったら当然この市役所が対策本部の拠点になるんだろうと思うんですけども、そこの兼合いというのは、どこの繋がりでこれは、支所部の関係を取扱うような組織図になるのかというところを、もう1点お聞かせください。

○伊藤委員長 山田危機管理監。

○山田危機管理監 まず、避難所でございますけども、イタリアのケースはまだどのような形です、されてるのかってのちょっと私も、我々も十分情報を持ち合わせておりませんが、避難所につきましては、それぞれこれまでもですね、災害がいろいろ、例えば、東日本の大震災ですとか、或いは阪神淡路の大震災でございますとか、そういったところを踏まえてですね、この防災計画の中にも、新たな項目がつけ加わってきておりますし、例えば、備蓄に関しましても、間仕切りですとか、段ボールベッドでありますとか、そういったものは、きちんと備蓄の計画も変更して、それぞれの国、県、市とも行ってきておるところではあります。

そこにつきましては、基本的にはそれともう1つ言いますと、ボランティアの団体につきましても、あまり表には出ていらしていらっしやらないところあるんですが、それぞれ横の連携というか、プラットフォーム的な、連携もとっておられまして、そこは早いタイミングで各自治体、被災自治

体と連携して、避難所の運営、或いは生活環境の改善、改良といったことも実際していただいております。

そこはもうしっかりと体制も物資も持っておられますので、そういったところはきちりと少しづつではありますけども、体制は整ってきつつあるというふうには考えています。

我々から、県なり国でございますけども、1つは、そういった体制を取るにあたっての、財政上の問題というのが1つありますので、そういったことについては、これまでもいろいろと、要望提案等もさしていただいております。あとは、当然我々もいわゆる先進地といいますか、先進事例等の情報というのも、大事だと思いますのでそういったものもしっかりと、研修とか、そういったものも含めまして、情報提供もされておりますので、そういったこともまた、引き続き要請はしていきたいというふうには考えておるところです。

それぞれの災害ごとに新たな課題といいますか、形が変わるという面もありますけども、今日ご説明いたしました防災計画とかそういったものを少しずつ、変えていきながら、少しずつ着実に変えていきながら、万が一災害が来たときの備えをしていくのが我々の責務だろうというふうに考えております。

もう1つ支所部ですけれども、支所長は各支所にあります。支所との直接的な連携をとるのは、やはり総括部ということになります。ただその統括するものがあるかという形になりますと、特に各支所が独立して対策に当たるというのが原則です。ただ、情報共有とか支援の要請とかそういったものは総括部との間で行うという形になります。

○伊藤委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 1番目の質問はですね、かなりそれこそ避難所の運営等を含めて対応に当たるんで、ここですぞよというのは出てくるんですけども、避難所のあり方というのをですね、やっぱり、行政ではできんことがすごく多いなというふうに私は見させていただいてるんですよ。ですからそこら辺を県の会議とか国の会議で、やっぱり地方から声を上げていくというのが必要なんじゃないかなというふうに私は思ってるんです。

それと、さっき行政主体で、対策本部ということなんですけども、今の、特に避難所の関係で特化して言えば、今のボランティアの関係、防災士の研修とかいろいろやられてるのを見とるんですけども防災士の方を中心としたボランティアの組織との連携ですよね。そこら辺特に避難所の関係では、ちゃんと防災計画の中に織り込んでいく。その、そのボランティア組織を組織していくということが今後必要になってくる大きな対応の1つじゃないかなというふうに思ってるんで。そこら辺検討していただければなというふうに思います。

支所部についてはその案件について、担当の部との調整ということで理解させてもらってよろしいわけですね。

○伊藤委員長 山田危機管理監。

○山田危機管理監 ご指摘の点につきましては、当然、避難所につきましても、国なり県なりが、あり方の検討等もされるようなときにはですね、当然地方からの声もしっかりと届けていきたいと思っております。

また、防災士ですとか、或いはボランティア団体との連携につきましても、防災計画の中には、すでに盛り込んでございます。ただ、その、実際の動きでとか、普段からの連携とかそういったことにつきましても当然、担当中心にしっかりと行っていきたくと思いますし、特に防災士さんとの連携というのは、三次市はしっかりとある程度取れておるものというふうに自負しておりますので、今後も引き続き、しっかりと連携して、協力できるようにしていきたいというふうに考えております。

○伊藤委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 地域防災計画、基本編第3章応援災害対策計画の第4節、災害派遣、広域的な応援体制ということでちょっと技術ですけれども、今般日本全国で大規模災害が頻発しておりますよね。今回、正月に能登半島の方でありましたけれども、いまだボランティアを要請される。ボランティアを必要とされとる方がたくさんいらっしゃると思うんですけども、三次の方からも、なんか応援に行かれたというふうに聞いたんですけども。民間であそこ行ってあげたいとかですね、ボランティアしていきたいなっていう人もたくさんいらっしゃると思うんで。ただ、言っても、衣食住のことがあるし、迷惑なっちゃいけないとかいろいろあるんで、なかなか、個人で行くことができないですけども、そこら。ギブアンドテイクなんで、いつで今度ボランティア来てもらわないけんかもしれませんので、そこらは、一般市民の方が何か手助けとか広報とか、何かそういったところが入って言えばいいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○伊藤委員長 山田危機管理監。

○山田危機管理監 ボランティアですけれども、大まかな仕組みを申しますと、各地域の社会福祉協議会がボランティアセンターを設置してそこが統括した受け窓口、そして、ボランティアのニーズも把握してマッチングをするような制度になっております。

実際過去に県内での災害におきましても、今回の能登半島災害でもそのようにはなっておりません。ただ、おっしゃった通り能登半島まで、個人で行って、泊まる場所も食事もということになるとなかなかハードルが高いというのがありますので、これは来られる方を優先というのがこれまでの、正直、県内での災害でも、まずそこがあって、その次に、県外からの募集というような形になってきてくるケースが多いと思います。ただ、窓口といたしましてですね、やはり社会福祉協議会がどの地域でも窓口をしておりますので、例えば行きたいんだがといったときには、元の、ボランティアセンターに直接相談していただいても結構ですし、市の社協の方に、相談していただければつないでいただけるということもあろうかとは思いますが。

○伊藤委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 行きたいから行きたいんだしたら、市民から言ってくれというふうなちょっと消極的な姿勢でなくてですね。やっぱりこういったボランティアが必要だという、向こうからね、情報を聞いてから、こういった募集がありますけれどもいかがですかというのを発信するぐらいにちょっと1歩踏み込んだ体制を取った方がいいと思うんですが、今回は特に検討してみてください。

○伊藤委員長 他にございませんか。

徳岡委員。

○徳岡委員 ホームページに、本編と詳しく載ってるのも見させていただいてるんですけども、計画っていうものはいかに市民一人一人に落とし込んでいっていかってところがポイントなのかなと思うんですけども。地域に自主防災組織なども設置されていてですね、この計画が地域自主防災組織の方々にどれくらい浸透していて、きちんとその計画に合わせて、防災組織もいろいろまたそこ、地域の特性を踏まえて計画を立てられてるかと思うんですけども、その関係性って言った部分が、ちょっと見えにくいなと思って思うんですけどもそのあたりをちょっともう少し詳しく教えていただけたらと思うのが1つと。あとは先ほども説明がありましたように防災計画随時いろいろな状況の変化によって見直しをされているということだと思うんですけども、これ防災組織、地域の自主防災とも関わってくるかと思うんですけども、現在、山林の伐採ですとか、あとソーラーパネルが設置されたりですとか、本当に刻々と三次市の環境っていう自然環境の変化っていうものが、すごく目に見えていろいろ変化していく中で、それに伴って、川の流れですとか、山からのいろいろな水の流れですとかそういったものの変化っていうものも地域の方は、感じられている部分があるかと思うんですけども、そういった環境の変化に合わせて、詳しい計画っていうものもしっかりとその辺り、落とし込んでいく必要があるかなと思うんですけども。そういうフィードバックみたいなものが、市の計画に上がるような、その組織体制みたいなもの、地域からの声とかそういった、変化を感じるよってというような市民からの声がきちんと届くような仕組みがこの計画の中にできているのか、そのあたりをちょっとお伺いします。

○伊藤委員長 山田危機管理監。

○山田危機管理監 自主防災組織との関係性といいますか、自主防災組織の中にこの防災地域防災計画というのが、きちんと理解といいますか、入っていつているのかということですけども、確かに申し上げた通り、なかなかです。確かにこの防災計画の中の防災の関係者の中に、市民というのはきちんと書いてあるんですけども、それが、市民の皆さん方にですね、どこまできちんと浸透しているか、ご理解いただけているかということところは、まだまだ我々もしっかりと啓発をしていく必要がある部分だろうと思っております。

当然合わせて市民の皆さんの組織であります、自主防災組織につきましても、自主防災組織でそれぞれいろいろと地元のことを考え、当然よくご存じですので、考えて活動をしていただいて、おるところであるんですけども、なかなか自主防災組織ごとにやっぱり組が異なるということもあります。地域防災計画で、そういったところを浸透させていく方法がいいのか、或いは三次市ではありませんけども、地区防災計画といまして、さらに三次市内の例えば、自主防災組織の単位で、防災計画的なもの、防災計画を作成してそれを、この市の防災教育の中に、載せるということも可能でございますので、そういった、それはあくまでも1つの方法だとは思いますが、それを自主防災組織は現在お願いするとかいうことは考えておりませんが、そういった声があれば、きちんと市の方でもフォローしていけるような体制をとっていきたいというふうに思います。

またそういった中で、地域の環境ですとか、そういった変化につきましても、やはりきちんと把握した上での計画になっていくべきものと思いますし、もちろん個別の案件ですと当然、市の中でも、各担当部署との連携の中から、ケースによってはですね、この防災計画、或いは先ほどの地域

防災計画の中へ、盛り込んでいくということもあるかもしれません。そこは、我々もこの作成、修正をするときには各部署の方にも照会をかけた上で行いますので、そういった中で、そういったもし声があれば、きちんとそこは反映していくものだと思います。

○伊藤委員長 徳岡委員。

○徳岡委員 気候変動による災害がすごく甚大になっていたり、あと思わぬ災害っていうものが、開発を踏まえてのものだったり、想定できない災害っていうものが増えていて、地元に住んでる方は、やっぱりいろいろな環境の変化をすごく敏感に察知されている方もいらっしゃると思いますので、そのあたりやっぱり自主防災組織などしっかりと連携をとって、今からもう想定できないような総災害が起こる、起こり得ることを前提に、計画も細かな部分までしっかりと見ていく必要があるのかなと思いますしっかりと連携をとって進めていきただけたらと思います。

○伊藤委員長 藤井委員。

○藤井委員 防災士やらせていただいております。藤井でございます。昨日の夜も、地元の集会所でね。常会の人らに、ちょっとレクチャーとかもさしてもらったりしたんですけどなかなか、ピンとこられないというか、あんまり正直、いろんなレクチャーしても、皆さんになかなか浸透するのは難しいなと思って、本当にいかに、先ほど徳岡委員も言われたように、いかに皆さんに浸透させるかっていうのが、幾らいい計画を作ってもね、それが一番大事だというふうに思います。その中で、ちょっと、はい。細かいことになるんですけど。今回の計画の中の第2章で、災害予防計画の中で、河川の浸水について、内水位判断の対策について、ちょっと聞きたいこととか、気になることがあるんですけど。各方面で連携して、大規模氾濫なんだっけ、ハードソフト対策を総合的かつ、具体的に推進していくみたいな形が書いてあるんですけど、流域治水に対してね、僕らが一番目に見えて市民の人に、わかっていただけるのが河川の浚渫だと思うんですよ。

河川の浚渫をしてもらおうと皆さんが本当に安心感とか、そういうのを、持ってもらおうっていうのがあって、引き続きそういうのをしっかりと順繰り、順繰り、土砂がたまるところでやって欲しいなというふうな思いがあるのがあるんですけど、ちょっと情報えたところによると、その浚渫する部分の国の予算が、令和2年から6年の間、浚渫推進事業が何かいうなんか予算化なんか、あったような気がするんです。国から県に対してかな。それが6年で終わるということになる、ひょっとしたら、この三次市でもそういう浚渫いうのがなかなかできなくなってしまうんじゃないかなっていうちょっと不安があったりするんで、その辺のことは何か把握等はされているでしょうか。

○伊藤委員長 山田危機管理監。

○山田危機管理監 国或いは県が実施主体のメインになるかと思いますが、先日もちょっと県とは話を、説明を受けたんですが、そういったお話は、現時点では聞いておりませんので、直接の窓口であります、市の担当であります建設部としっかりと情報共有をちょっとさせていただきたいと思います。そういったものがあればですね、きちんと対応をするようにさせていただきたいと思います。

○伊藤委員長 藤井委員。

○藤井委員 何かそういう動きがあったらすぐ情報いただきたいと思いますし、積極的に働きかけていただくような形でお願いしたいと思います。それはもちろん全庁的にやっていただきたいというふうに思いますので、お願いいたします。

○伊藤委員長 他に質問ございませんか。

ちょっと私1つだけ聞かしてください。一番最後のページの組織図なんですけども、対策班ということになるとるんですけども、これはもう職員が、それぞれその配置につくという体制になるとるんじゃないかなというふうにちょっと思うんですがそういう体制なんでしょうか。

山田危機管理監。

○山田危機管理監 対策班、班ですけども各班に職員をもう個別に割当てで配置をしております。

○伊藤委員長 はい。ありがとうございます。他にございませんか。ないようでしたら、以上で所管事務調査を終了いたします。危機管理監の皆さん、ありがとうございます。

○伊藤委員長 最後に閉会中の継続審査についてご協議をお願いいたします。地方自治法第109条及び三次市議会会議規則第109条の規定によって、閉会中に継続して審査を行う項目として、別紙の通り申し出たいと思います。これにご異議はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしとのことですので、この項目を閉会中の継続審査案件として申し出ることといたします。以上で本委員会に付託されました議案の審査及び所管事務調査をすべて終了いたしました。

総務常任委員会を閉会します。

11時55分 終了

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和6年8月1日

総務常任委員会 委員長 伊藤 芳則